指令農ビ 第 168号 埼玉県行田市大字真名板1975番1 公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 強瀬 道男

令和5年4月1日付け埼農林公第152号で申請のあった、公益社団法人埼 玉県農林公社農地中間管理機構の事業の特例に関する事業実施規程の変更承認 申請については、農業経営基盤強化促進法第9条第1項の規定に基づき、申請 のとおり承認します。

令和5年4月1日

埼玉県知事 大野 元裕(公印省略)

1 特例事業を行う者の名称及び住所 公益社団法人埼玉県農林公社 埼玉県行田市大字真名板1975番1

2 特例事業の実施地域

本県における市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100条)第7条第1項の市街化区域と定められた区域をいう。当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。)を除く区域。

3 特例事業の種類 農地売買等事業及び研修等事業